警報及び避難の指示等

す。

達します。 速やかに町民や関係団体に伝 内容の通知を受けたときは、 0 町長は、北海道から警報の

で避難実施要領を策定します。 関係機関の意見を聴いたうえ 達するとともに、自衛隊等の 町民に対して避難の指示を伝 0 示の通知を受けたときは、 町長は、北海道から避難の

0 を誘導します。 所などを単位として避難住民 町長は、町職員などを指揮 自治会など、学校、事業

民の誘導を要請します。 察や自衛隊などによる避難住 分な対応が困難な場合は、 0 町職員や消防のみでは十

救援

携し、 速やかに地域住民に周知しま あったときは、 0 町長は、 避難所を開設したときは、 救援を行います。 避難住民や被災者に対 知事から通知が 関係機関と連

> す。 人情報の保護に十分留意しま

安否情報の収集・提供

す。 報収集、 収集・提供を行います。また、 0 より安否情報の収集を行いま 医療機関や学校などからの情 町は、避難所で安否情報の 警察への照会などに

を設置し、住民に周知すると ともに、回答に当たっては個 0 町は、安否情報の照会窓口

武力攻撃災害への対処

などを行います。 物質などによる汚染拡大の防 連等施設の安全確保、 関係機関と協力して、 被災者の救助などの消防活動 町長は、国や北海道などの 警戒区域の設定、

第4編 復旧等

応急の復旧

消火や 放射性 生活関

急の復旧を行います。 災者の生活確保を最優先に応 でその管理する施設や設備の 実施し、被害の拡大防止や被 被害状況について緊急点検を 町は、安全の確保をした上

資料 4

な役割 武力攻撃等における 各班及び各部局の主

資料 6 資料 5 安否情報関係様式 関係報道機関 覧

◇計画全文の閲覧に ついて

2511)にお問合せくださ 掲載しています。 安平町公式ホームページにも することができます。また、 追分公民館等公共施設で閲覧 の窓口、早来町民センター、 全文は、早来庁舎・追分庁舎 い。また今回作成した計画の ては、役場総務課防災係(☎∞ 「安平町国民保護計画」に関し

第5編 の備えと対処 緊急対処事 態

緊急対策事態

0 対処に準じて対応します。 則として武力攻撃事態等への の事態が想定されるため、原 特殊部隊による攻撃等と類似 攻撃事態等におけるゲリラや 町は、緊急対処事態が武力

資料編

資料 3 資料 2 資料 1 関係機関の連絡先 町の各部局における 町国民保護対策本部 平素の業務

